

R I 等放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度について

「放射性同位元素等の規制に関する法律」(R I 規制法)に基づき、放射性同位元素(R I)等を取り扱う事業所は全国に約7,500あり、放射線業務従事者の人数は10万人を越えています。

放射性同位元素等を取り扱う施設(R I等施設)において、作業者によっては複数のR I等施設を移動あるいは雇用事業者間を異動して放射線作業に従事したりする場合もあることから、個人の生涯の被ばく線量が一つの機関で保管されることにより、事業者及び従事者本人等からの被ばく線量の記録等に関わる照会に迅速確実に対応出来るという利点があります。また、線量の登録及び記録の引渡しを行うことで、記録の紛失等の防止及び事業者の記録保存の負担を軽減することが出来ます。

放射線影響協会は、昭和59年10月1日科学技術庁告示第11号により、R I規制法に基づく被ばく線量測定記録及び健康診断記録の引渡し機関として指定を受けました。また、同日付でR I事業所の放射線業務従事者を対象にした被ばく線量登録管理制度（以下、「R I登録管理制度」という。）が発足しました。

以下に、R I登録管理制度の目的、概要及び各種登録・記録引渡しの手続き等について紹介します。

1. RI登録管理制度の目的及び参加対象

制度の目的

- 1) 放射線業務従事者が他の職場に転出又は離職等を行った場合に、被ばく線量の経歴等の把握を可能とする。
 - 2) 放射線業務従事者の放射線管理記録（被ばく線量記録及び健康診断記録）を生涯に渡って1ヶ所に集めて管理することにより、過去の被ばく歴の照会等に迅速且つ確実に対応することが可能とする。
 - 3) 被ばく線量の登録により、R I等施設における被ばく線量状況の把握が可能となる。
- 1)～3)を効果的に実施するためには、より数多くのR I等事業者に本制度に参加していく必要があります。

制度の参加対象

R I等事業者（許可使用者、届出使用者、許可廃棄業者を含む）

この他に、核燃（原）料物質使用事業者、試験研究用原子炉使用事業者等も対象とします。

2. RI登録管理制度の概要

制度に参加する事業者が行う事項

- (a) 新たに従事者となる者の個人識別項目の登録申請を行い、個人の中央登録番号を取得します。
- (b) 個人の定期線量を毎年1回登録申請します。
- (c) RI等の使用廃止等事業所における被ばく線量記録及び健康診断記録の引渡しを行います。
- (d) 離職者の被ばく線量記録及び健康診断記録の引渡し(事業者の判断による)を行います。
- (e) 5年以上保存した被ばく線量記録及び健康診断記録の引渡し(事業者の判断による)を行います。
- (f) 中央登録センターが保管する登録データ、引渡記録に対する照会を行うことがあります。
- (g) その他、関連する事項(負担金の支払い等)

注) (c)～(e)については、関係する法令規則に基づく国が指定する記録保存機関(放射線影響協会)への記録引渡しとなります。

(d)及び(e)の記録を放射線影響協会へ記録を引渡すことによって、事業者における記録の保存の義務は免除されます。

中央登録センターが行う事項

- (a) 個人識別項目のシステムへの登録及び中央登録番号の付与
- (b) 定期線量の登録
- (c) 事業者から引渡しを受けた被ばく線量記録、健康診断記録の登録、保管及びマイクロフィルム化
- (d) 登録データ、記録引渡内容の照会に対する回答
- (e) その他、関連する事項

RI登録管理制度における手続きの流れ



3. RI登録管理制度における各種登録等

(a) 事業所登録

本制度に加入している事業所に対して事業所番号を付与するものであり、制度への加入時、対象事業所の新設及び廃止時等に当該事業者から中央登録センターへ申請を行います。

(b) 個人識別登録

放射線業務を行う従事者が本制度に未登録の場合に、各事業者は、各放射線業務従事者の氏名(カナ)、生年月日、性別等の情報を中央登録センターへ送付する。中央登録センターにおいてその情報をシステムに入力し、個人を識別するための登録番号を付与する。登録番号は以後の各種登録、照会等において使用します。

個人識別登録に当っては、事業者から各個人の正しい氏名、生年月日、性別等の情報が中央登録センターに提出される必要があります。

原子力登録管理制度及び除染登録管理制度で既に中央登録番号を所有する場合は、当該番号を用います。

(c) 定期線量登録

各事業者は、年1回、各個人毎に、4月1日から翌3月31日までの間のその事業所における放射線業務従事者の実効線量を中央登録センターへ送付します。中央登録センターにおいてはその情報をシステムに入力します。

(d) 記録の引渡し

各事業者は、放射線業務従事者が従業者でなくなったとき、又は5年以上記録を保存したときは、その個人に関わる被ばく線量記録、健康診断記録をRI規制法施行規則に基づいて放射線影響協会(放射線従事者中央登録センター)に引渡すことが出来ます。**記録を引渡した事業所は、RI規制法に基づく記録の保存の義務が免除されます。**

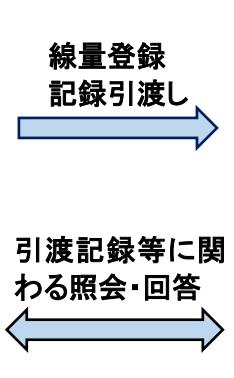
なお、RI等の使用の廃止等を行う場合は、RI規制法施行規則に基づき、被ばく線量記録、健康診断記録を同規則に基づき放射線影響協会(放射線従事者中央登録センター)に引渡さなければなりません。

(e) 登録データ、記録引渡内容の照会に対する回答

中央登録センターは、記録を引渡した事業者、当該記録の本人又はその人を雇用しようとする事業者(本人の同意を得た場合)からの登録データ及び記録の照会に対して回答を行います。



RI登録管理制度参加事業者



放射線従事者中央登録センター

4. 経費の負担

登録管理制度の維持運営に要する経費は、制度に参加する事業者が負担します。金額は前年度の放射線業務従事者(定期線量登録対象者)1人当たり **2,619円/年(税込)**とします。

この負担金には、各種の登録、記録の引渡し、照会への回答、記録の保管(マイクロフィルム作成含む)等に必要な費用が含まれています。

5. RI登録管理制度における個人情報の扱い

個人情報の利用目的

1. RI登録管理制度参加事業者のRI等施設において、放射線業務に従事する人の氏名、生年月日等の個人識別項目のほか、被ばく線量記録等の個人情報を、中央登録センターに登録し、一元的な個人被ばく線量の管理を行います。
2. RI登録管理制度参加事業者のRI等施設において、放射線業務に従事する人の個人の被ばく線量等の前歴を把握するため、事業者(放射線に関する労働安全衛生の責任を有する事業者)又はRI登録管理制度参加事業者がその人の経歴を中央登録センターに照会することに利用します。
3. 放射線業務に従事する人の統計資料を作成することに利用します。ただし、個人を特定するデータを第三者に公表することはありません。

RI登録管理制度への参加及び制度に関する手続き等については、
以下にお問合せ下さい。

問い合わせ先

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号 丸石第2ビル5階



公益財団法人 放射線影響協会
放射線従事者中央登録センター

電話番号:03-5295-1790
FAX番号:03-3254-8744
e-mail: ri@rea.or.jp
ホームページ <http://www.rea.or.jp>

令和3年4月1日